字平地　五六九番　二号
五七七番　三号
五六五番　四号
字広久保　一三二四番　五号
一三二三番　二十四号
一三一九番　二十五号
字トウノ久保　一三三二番　六号
一三三八番二　七号
一三三〇番　八号
一三三八番一　二十二号
一三三五番　二十三号
一三七一番　九号及び十号
一三七八番　十一号
一四一二番　十二号
一三五一番一　十八号
一三七四番　十九号
一三七三番　二十号
一三五五番　二十一号
字渡積　一五三八番二　十三号及び十四号
字越ノ尻　一五九〇番　十五号
一五九二番三　十六号
一六一一番二　十七号
一二〇五番　二十七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大無礼川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後大野市三重町大字伏野
字松ヶ平　三〇九〇番　一号
三〇八一番　十一号
字谷ノ山　三〇七八番　二号
三〇七四番　三号
三〇七三番　四号
三〇七〇番　五号
字焼屋敷　三〇二二番　六号
字下ノ迫　三〇一〇番　七号
字坂本　三〇〇一番　八号
二九九八番　九号
二九九五番　十号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
景平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市院内町大字景平
字弥九郎　二二〇番二　一号から四号まで
二二五番　五号
二二二番一　六号から八号まで
二二一番一　九号
二二一番二　十号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内川野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市安心院町内川野
字摺ノ迫　三四九番　一号及び八号
三五四番　二号
三五九番　三号
三六〇番　四号
三六一番　五号
三六四号　六号
三六七号　七号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中野川一号

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県玖珠郡玖珠町大字古後
字中野　一六五二番一　一号
一六五六番　二号
一六五九番一　三号及び四号
一六六二番　五号
一六六三番　六号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中野川三号

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県玖珠郡玖珠町大字古後
字中野　一七一〇番二　一号から三号まで
一六六三番　四号及び五号
一七一七番　六号
一七一五番　七号
一七〇七番　八号
一七二三番　九号
一六六六番　十号及び十一号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
大分県玖珠郡九重町大字町田
字中村　六一三番三
六一四番二
六一五番二
六二三番二
六二八番二及び六二八番三
六二九番二及び六二九番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県玖珠郡九重町大字町田
字中村　六一五番六　一号及び四号
六一五番二　二号及び三号

○原子力規制委員会告示第十四号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年十二月三日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報事象等規則」という。）において使用する用語の例による。

（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）

第二条　通報事象等規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。

人事異動

内閣

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　南　宏幸

（名護簡易裁判所判事・那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補）同　片瀬　亮
今井和桂子

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十二月一日）

法務事務官　秋場　政良
同　阿野　純秀　同　安藤　英昭
同　生澤　悦三　同　石山　順一
同　伊藤いつき　同　宇山　聡
同　大場　良成　同　小田切敦子
同　加藤　聡　同　金親　均
同　金子　康隆　同　鎌倉　克彦
同　川上　雅弘　同　川崎　浩
同　北村由香利　同　貴堂　隆
同　釘宮　崇郎　同　栗原　久典
同　高梠　義成　同　小寺　進
同　小森　隆義　同　小山　浩幸
同　榮　孝也　同　薩来　智道
同　佐藤　洋昭　同　壽谷　幸司
同　関　孝志　同　醍醐　邦治
同　田中　均弥　同　玉造　安雄
同　千葉　和信　同　恒川　浩二
同所　満　同　西尾　修治